

精神科訪問看護利用料金表（医療保険適用） 1 / 2

1. 精神科訪問看護基本療養費

R8. 6. 1

				週3日目まで 1日に付き	週4日目以降 1日に付き
①	基本療養費（Ⅰ）	看護師・保健師・作業療法士	30分以上	5,550円	6,550円
		准看護師		5,050円	6,050円
		看護師・保健師・作業療法士	30分未満	4,250円	5,100円
		准看護師		3,870円	4,720円
③	基本療養費（Ⅳ）	外泊中の訪問看護に対し算定【※1】		8,500円	

【※1】 入院中に1回（別に厚生労働大臣が定める疾病等は2回）に限り算定可能

2. 訪問看護管理療養費

①	月の初日（イ～ホのいずれか）	イ. 機能強化型訪問看護療養費 1	13,760円
		ロ. 機能強化型訪問看護療養費 2	10,460円
		ハ. 機能強化型訪問看護療養費 3	9,030円
		ニ. 機能強化型訪問看護療養費 4	9,030円
		ホ. イからニまで以外の場合	7,710円
②	2日目以降	1日に付き	3,010円
①	月の初日	訪問看護物価対応料 1	60円
②	月の2日目以降		20円

※訪問看護物価対応料 R9 月の初日 120円 月の2日目以降 40円を算定

3. 加算など（対象の方のみ）

①	精神科緊急訪問看護加算	1日に付き 月14日目まで	2,650円
		月15日目以降	2,000円
②	精神科複数回訪問加算	1日2回	4,500円
		1日3回以上	8,000円
③	長時間精神科訪問看護加算	90分を超える場合（対象者は※1）	5,200円
④	24時間対応体制加算	月1回 *利用者の希望により	6,800円
⑤	退院時共同指導加算	月1回まで（※2※3は月2回まで）	8,000円
⑥	特別管理指導加算（⑤に上乗せ）	対象者は※2※3	2,000円
⑦	退院支援指導加算	退院日の訪問	6,000円
⑧	在宅患者連携指導加算	月1回	3,000円
⑨	在宅患者緊急時カンファレンス加算	月2回	2,000円
⑩	特別管理加算	月1回（対象者は※2）	5,000円
		月1回（対象者は※3）	2,500円
⑪	情報提供療養費	月1回	1,500円
⑫	訪問看護医療DX情報活用加算	月1回	50円
⑬	訪問看護医療情報連携加算	月1回	1,000円
⑭	訪問看護遠隔診療補助料	1日に付き	2,650円
⑮	ターミナルケア療養費	1回	25,000円
⑯	複数名精神科訪問看護加算	看護師・保健師・作業療法士の場合	4,500円
		准看護師の場合	3,800円
⑰	夜間・早朝・深夜訪問看護加算	早朝（6:00～8:00） 夜間（18:00～22:00）	2,100円
		深夜（22:00～6:00）	4,200円
⑱	ベースアップ評価料Ⅰ	月1回	1,830円

※ 自己負担は、上記料金の1割～3割のご負担となります。

※ 公費・自立支援医療（精神通院医療）制度が適用されます。

利用料金表（医療保険適用） 2 / 2

4. その他（医療保険適用外）

交通費	事業所より半径4 km以内	負担なし
交通費	事業所より半径4 km以上	訪問1回につき200円

営業日	90分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300円/30分
営業日外	60分を超える訪問看護料	長時間訪問看護加算対象者以外の方	1,300円/30分

営業日外	益・年末年始	当該日は終日3,500円/時	
		※盆休（8/14・8/15）	年末年始（12/30～1/3）

※1時間を超えた場合は1,300円/30分を加算する

死後の処置料	20,000円 + 処置材料費
--------	-----------------

開示にかかる手数料	開示方法	利用料
	閲覧（立ち合い）	2,000円（1枚あたり）
	閲覧（口頭による説明付き立ち合い）	3,000円（1枚あたり）
	複写の提供	20円（1枚につき）
	電子媒体による記録の場合	20円（1枚につき）

- ※1 1) 特別な管理を必要とする方（※2※3）・・・1回/週
 2) 15歳未満の超重症児・準超重症児・・・3回/週
 3) 15歳未満の小児であって、特別な管理を必要とする方（※2※3）・・・3回/週
 4) 特別訪問看護指示期間の方・・・1回/週
- ※2 1) 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤連続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある方
- ※3 1) 自己腹膜灌流・血液透析・酸素療法・中心静脈栄養法・成分栄養経管栄養法・自己導尿・人工呼吸持続陽圧呼吸療法・自己疼痛・肺高血圧症患者・在宅難治性皮膚疾患処置
 上記で医師により指導管理を受けている状態にある方
 2) 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある方
 3) 重度の褥瘡（真皮を越える褥瘡）の状態にある方
 4) 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方
- ※4 厚生労働大臣が定める疾病等
 ①末期の悪性腫瘍 ②多発性硬化症 ③重症筋無力症 ④スモン ⑤筋萎縮性側索硬化症
 ⑥脊髄小脳変性症 ⑦ハンチントン病 ⑧進行性筋ジストロフィー症 ⑨多系統萎縮症
 ⑩パーキンソン病関連疾患 ⑪プリオン病 ⑫亜急性硬化性全脳炎 ⑬ライソゾーム病
 ⑭副腎白質ジストロフィー ⑮脊髄性筋萎縮症 ⑯球脊髄性筋萎縮症 ⑰頸髄損傷
 ⑱慢性炎症性脱髄性多発神経炎 ⑲後天性免疫不全症候群 ⑳人工呼吸器を使用している状態